# 保護者ケース会議の導入がもたらす校内支援体制の変容 -SSWと協働したコーディネーター教員へのインタビュー調査から-

○ 神戸学院大学 大塚美和子 (001757)

キーワード:配置型 SSW 保護者ケース会議 校内支援体制

## 1. 研究目的

スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)が協働する相手は教員個人だけではなく学校という組織であり、組織に影響を与えるには「ケース会議」という明確で構造的な方法が有効だと考える。本研究で取り上げる保護者ケース会議とは、保護者参画型の会議で、保護者、教員、SSW等の三者以上で、子どもの問題についての情報交換だけでなく、アセスメント、プランニングを共有する戦略的な会議を指す。そこで、あえて面談とは区別して、「保護者ケース会議」と表現している。本研究の目的は、保護者ケース会議の実施による校内支援体制の変容を探索し分析することである。

### 2. 研究の視点および方法

#### 1)研究の視点

SSW が行うケース会議の参加者は教職員と関係機関の専門職であることが多く、子どもや保護者は支援の対象として位置づけられ議論されることが多い。しかし、社会福祉士倫理綱領の新規条文に、「ソーシャルワーカーは、クライエントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する」という文言が追加されており、当事者とのケース会議の促進は SSW にとって重要な役割である。

#### 2) 研究方法

校内支援組織作りと保護者ケース会議に組織的に取り組んできた小中学校のコーディネーター教員 11 名のインタビュー調査を半構造化面接により実施した(2019 年 7 月から 8 月)。コーディネーター教員とは、学校配置型 SSW の窓口として協働し、校内支援組織の核となり保護者ケース会議のコーディネートも行っている教員である。校内の公務分掌は、生徒指導、特別支援コーディネーター、通級指導であった。コーディネーター歴は 2 年から 12 年(平均 5 年)、SSW との協働歴は 2 年から 12 年(平均 6 年)であった。また、SSW との協働ケース数は 6 から約 500 事例(平均 149 事例)、保護者ケース会議数は 10 から約 250 事例(平均 64 事例)であった。分析は、インタビューデーターを逐語録に起こしたのち、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(MーGTA)を用いて行い、質的データの分析と概念の抽出を試みた。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、神戸学院大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」で承認を受け実施した (総倫 19-11)。研究協力者に対して、調査の目的と意義、研究方法、個人情報の扱いと研 究に関する情報公開の方法を書面及び口頭で説明したうえで書面により同意を得た。

# 4. 研究結果

分析テーマは、「SSW と保護者ケース会議の導入による校内支援の変容プロセス」とし、 分析ワークシートを作成して概念を生成し、概念図としてまとめた。その結果、概念数は 24、カテゴリー数は9であった。発表当日は概念図の全体像を説明するが、ここでは変容 プロセスの4段階のうち、第3段階目の保護者ケース会議の導入に焦点を当てて報告する。 以下に、生成した概念を【】、カテゴリー名を< >で記載し、ストーリーラインを記す。

有意義な保護者ケース会議を行うために関係者が目標設定や道筋を整理する事前の【保 護者ケース会議に向けた綿密な準備】と、本番の【保護者ケース会議の運営のポイント】 を押さえる必要がある。保護者ケース会議は【親の思いに直接触れる】貴重な機会であり、 教職員の子どもと家庭への理解が格段に深まる機会となる。学校がつながりにくく支援に 困っている家庭とも先手でつながり、子どもの支援を一緒に考えることができるところに 【保護者ケース会議の価値】がある。保護者ケース会議に関係機関に直接参加してもらう ことで、【関係機関とのダイレクトな連携】が可能となり、理にかなった有意義な連携がで きる。以上の5つの概念は <保護者ケース会議の重要な構成要素>であり、保護者と教 職員の両者の理解を深めるために代弁や仲介を行いファシリテートする<保護者と学校を つなぐ SSW のスキル>が必要不可欠である。 保護者ケース会議は、【保護者が安心し元気に なる】場であり、子どもの本質的な問題に目を向けて、子どもの障害や課題を受容し【保 護者の視点と関わりの変化】につながる。親の声掛けや関わり方が変わることで【子ども が変わる】ことにつながり、そのことで【教職員が元気になる】。このようなく保護者ケー ス会議が生み出す好循環>は、子ども、保護者、教職員という当事者をエンパワーする効 果がある。<コーディネーター教員と SSW が主軸となるチーム支援の展開>は、保護者ケ ース会議の目標がスムーズに実現できるようにバックアップし、校内のチーム支援を定着 させる上で重要である。

# 5. 考察

保護者ケース会議が校内支援体制に及ぼす主な影響は以下の3点である。①保護者ケース会議を行うには、事前に校内の情報共有や目標設定が十分に行われている必要があるため、支援の方向性が焦点化され具体性のあるプランを構築しやすくなる。②保護者の意見や思いを聞くことで、子どもの生活実態に見合った支援体制を組むことができる。③個人情報という枠組みを超えて保護者を含む関係者がつながり、チーム支援が実現できる。SSWに求められるのは、保護者面談、家庭支援という従来のミクロアプローチに終始することなく、保護者ケース会議と校内支援体制づくりを連動させる形でメゾアプローチの実践をしていくことである。校内支援の変容には、配置型SSWの強みを活かしたコーディネーター教員との協働のマネジメントが重要である。

本研究は科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)の補助を受けて実施した(科研課題番号 19K02745)。